

保育士養成教育における相談援助の重要性

高橋 昌子

Importance of consultation aid in nursery teacher training

Masako TAKAHASHI

要 旨

社会福祉分野のなかから、本稿では児童福祉分野における相談援助の重要性を考察する。将来、保育の現場での活躍が期待される大学生の保育士養成課程において「相談援助」という科目における指導の重要性について、実際の教育への取り組みと共に文献・資料を参考に「少子社会」と「専門性」の2点から考察を加えた。

また、相談援助の科目に関するカリキュラムの時間的、質的問題が今後の課題として挙げられるため、さらなる取り組みの再考が必要である。

キーワード：相談援助、保育士、ソーシャルワーク、養成教育、少子高齢社会

はじめに

現代社会におけるソーシャルワークの重要性と必要性はさまざまな分野で認識され、その実践が広がっている。特に、ソーシャルワークの実践として相談援助に対する取り組みは、社会福祉の分野はもちろんのこと、教育の分野においても注目されている。本稿は、わが国の特徴である「少子・高齢社会」に着目し、社会福祉の教育現場と共に保育の教育現場での相談援助への取り組みに対して一考察を加えるものとする。

保育士不足が叫ばれる昨今、数だけでなく質の向上を目指す保育士養成教育において、相談援助の学びは今後ますます重要であると考えられる。

1. 研究目的

急速な少子高齢社会への進展を特徴とするわが国において、社会福祉分野では社会福祉士をはじめとするソーシャルワーカーにより相談援助への取り組みが進んできた。そうした取り組みの一つとしてソーシャルワークの教育現場において、相談援助を専門職とする社会福祉士養成教育のなかでも、「相談援助」を科目名に付す「相談援助実習」や「相談援助演習」等の教育にますます力が注がれている。社会福祉士の活躍の場は地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、司法福祉、社会調査、施設経営等、多岐にわたっている。本稿では特に児童福祉分野での「保育」に特化した相談援助への取り組みを教育現場から考察することにより、子ども・子育て支援新制度施行から3年が経過した現在、対応が急がれる「少子」対策への一助とすることを目的とする。

2. 研究方法

保育士養成教育の科目「相談援助」のテキストや資料を参考に、A大学で社会福祉士養成教育に携わるとともに、保育を学ぶ学生にも相談援助を指導している筆者の教育実践を通して、社会福祉と保育の教育における相談援助の必要性ならびに重要性を考察する。

3. 相談援助とソーシャルワーク

2009年4月施行の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、「相談援助」の内容については、目的や内容が大きく変わった。具体的な位置づけの変更として、法の第2条で、「相談援助」を「身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと」と定義している。このような明記により、相談援助とは、クライアントの相談に応じ、助言、指導、連絡、調整、その他の援助を行うことであり、ソーシャルワークの業務内容に極めて類似する内容であるといえよう。

そして、笠師氏が保育士に求められている「相談援助」を、①ソーシャルワークとしての「相談援助」であること、②その対象は、施設を利用している子どもの保護者および施設を利用していない子育て家庭を含めた地域であること、③「相談援助」に際して、関係機関や専門職を熟知し、それらとの連携を密にしておくこと、¹⁾と3点にまとめている。ソーシャルワークの説明を簡単に記すと、ソーシャルワークは、相談援助を含むものの、相談援助に限らない幅広い活動を指しており、ソーシャルワーク専門職やソーシャルワーク実践の基盤となる学問体系を指すこともある。そのため、ソーシャルワークの対象範囲や用いる活動は自ずと広い範囲であるのも特徴である。そして、ソーシャルワークの構成要素として、①クライアント、②ニーズ、③ソーシャルワーカー、④社会資源が必要となり、互いに影響を及ぼし合っている。クライアントとは、ソーシャルワークの対象となる人であるが、個人に限らず、家族、グループ、機関や地域の場合もあるため、それらのレベルも含めて、ソーシャルワークの対象をクライアントと呼んでいる。さらに、ソーシャルワークの対象となるためには、クライアントは何らかのニーズや生活課題をもっている必要がある。ニーズとは「身体的、心理的、経済的、文化的、社会的なもので、生存のため、ウェルビーイングのため、あるいは、自己実現のために求められるもの」²⁾である。また、より具体的には、「基本的かつ物理的なもの」である食事、衣服、住居、健康、保健、安全、保護などのほかに、「他者から自分を承認されたいという情緒的なもの」や「個人的な充実感を求めるもの」という異なる種類もある。次の構成要素であるソーシャルワーカーとは、社会福祉学を基盤にソーシャルワーク実践を行う専門職のことで、国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士などが代表である。しかし、わが国では、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格の歴史が欧米に比べ比較的浅いことと、業務独占ではなく名称独占であるため、ソーシャルワーカーとしてソーシャルワーク実践に携わる者も多い。社会資源については、多種多様なものが含まれており、クライアントが自分らしい自立した生活をするために一つの施設や機関からのサービスを利用するだけでは不十分なことも示している。前述した構成要素であるソーシャルワーカーは、クライアントのニーズに応じて、クライアントの意思やニーズに沿った施設や機関を利用し、サービスの提供を受けることができるよう支援するのである。山崎は社会資源を4種類に分けることを提案している。すなわち、市役所や福祉事務所等、行政機関の名称だけを社会資源として認識するのではなく、具体的な機能やサービス内容ごとに社会資源として認識する必要がある「①公的な社会資源」として、次に「②非営利の社会資源」として営利を目的としない、社会福祉法人やNPOなどの有する施設や機関をあげている。さらに営利を目的とする株式会社等の法人による機関や、それらが提供するサービスが含まれる

「③営利の社会資源」を、さらに、クライアントがインフォーマルな社会資源として活用できるものとして「④個人に関する社会資源」の4つである。

以上の構成要素からなるソーシャルワークの理解を進めるために、2014年7月に国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）の総会・合同会議で採択されたソーシャルワーク専門職のグローバル定義を記し、保育士養成教育における相談援助の重要性を確認する。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（IFSWとIASSWの総会で2014年7月に採択）

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

このように、一つのはたらきかけで、すべてを変えようとするのではなく、複数のはたらきかけの組み合わせにより、よりよい方向へ変えていこうとするのである。さらに、このグローバル定義には、IFSWとIASSWによる注釈が付されており、ソーシャルワーク専門職の中核となる、任務、原則、知、実践について記述もされている。本内容については、紙面の都合上省略するが、次に保育士養成教育でのテキスト等で記されている相談援助について説明する。

4. 保育における相談援助

筆者が担当する保育士養成の科目「相談援助」で使用しているテキストや資料によると、笠師は、相談と援助の意味を以下のように説明し、社会福祉専門職として行う相談援助を学ぶのがこの科目の目的であるとする。『「相談」とは、「物事を決めるために互いに意見を出して話し合うこと」また、『他人に意見を求めること』である。『援助』とは、『助けること、助勢』を意味する。『助けること』には、①力を添える、助力するという意味のほか、②倒されるのをささえる、手を添える。③傷や病の手当てをする、いたわる。④ある物事や状態を促進、増進させるなどの意味がある。つまり、援助者と相談者とが互いに意見を出して話し合うことを通じて、援助者がその対象者に力を添え、支え、いたわりながら、目指す状態を促進、増進させることを指すといえる。』³⁾と「相談援助とは何か」について説明している。

吉田は「生活事例からはじめる相談援助」のなかで、「相談援助とは、『専門職が課題を持つ人の相談に個別に対応しながら、その人が自分自身の力に気づき、自らの課題解決に取り組むことができるように支援する取り組み』である。」⁴⁾とし、児童福祉に関する課題、例えば、児童虐待や育児不安をはじめ地域の子育て力の低下等の増加している現代社会に相談援助の必要性を強調している。

また、伊藤は、保育士が行なう相談援助の実際について子どもに関する相談援助をケース別に説明し、「保育士はあらゆる児童福祉施設に配置される専門職であることから、自身が所属・勤務する施設や機関の専門性に見合った専門的知識や援助技術を保育士として有しておく必要がある。」⁵⁾と指摘する。

渡邊⁶⁾も保育の特性と相談援助が必要とされる背景として、現代社会での複雑で多岐にわたる保育課題や生活課題の解決には、保育者だけの支援に限界があるとしている。全国保育士会倫理綱領を示しながら、保育は生活のなかで子どもの健やかな育ちを支える営みであると同時に、子どもの成長と共にありとうとする、保護者を支える営みを含むものでなければならず、保育は地域を支える営みでもあると述べてい

る。子ども、保護者、地域の安定的関係性を支え、その関係性に支障が生じた時には前述したソーシャルワークの技術を用いて、保育者は安定の回復に向けて個別の支援活動や社会資源の調整、他の施設や関係機関などと有機的な連携を図ることにより、子どもと保護者を支える環境を作っていくために、相談援助の視点がより一層求められるようになってきたと、相談援助の必要性を強調している。

さらに、中原⁷⁾は、従来、入所・通所をしている子どものケアが中心であった保育現場において、保護者支援が保育士の重要な業務として取り上げられるようになって久しいと、やはり子どもを取り巻く社会情勢の変化による相談援助の必要性を述べている。児童虐待や子どもの貧困問題への対処としても、子どもの最善の利益を保証するための支援につなげなければならず、保育分野において、さまざまな困難を抱える家族や自身の権利を主張しにくい子どもたちの権利擁護として、相談援助が果たす役割は大きいとしている。

このように保育現場において、相談援助の重要性と必要性が高まっていることは容易に理解できよう。それでは、保育現場の将来の担い手となる学生に対して相談援助に関係する教育はどのようになされるべきなのであろうか。A大学での教育実践を通して、保育士養成教育における相談援助の有効な取り組みと課題について考察を加えることとする。

5. 考察

(1) 少子社会対応を視野に入れた教育

保育士を目指す学生のなかには、自分自身の幼少経験をもとに保育現場の子どもに接する者もいる。兄弟姉妹がいない学生、身近な環境で子どもに接する機会の少ない学生、実習で初めて子どもと長時間にわたり対面する学生等も少なからず受講生には含まれる。このような学生に対しては、保育現場についての実践教育を進めるとともに、わが国の少子高齢社会のさまざまな現状を指導し、そこから生じる生活課題や子どもを取り巻く環境の理解を学生が深めたいうで保育の視点を育む必要があるのではないだろうか。

わが国の大きな特徴として、少子高齢社会と称されるように人口高齢化の裏返しに少子化、子どもの数の減少がある。人口構成では、2013年年少人口（0～14歳）は1639万人（12.9%）、生産年齢人口（15～64歳）は7901万4000人（62.1%）、65歳以上人口は3189万8000人（25.1%）であった。生産年齢人口は1992年以降減少し続けている一方で、65歳以上人口の割合は、2035年には33.4%になると推計されている。また、もう一つのわが国の特徴である人口減少社会においては、2013年の総人口は、1億2729万8000人で、2005年頃より人口減少局面に入ったとされている。1970年代はじめ頃、出生数は年間200万人を超えていたが、その後、減少を続け、2013年の出生数は102万9800人であった。女性が生涯に産む子どもの数を表す合計特殊出生率は、2013年は1.43であり、2012年の1.41を上回ったものの、人口維持に必要なとされる数（約2.1）に及ばない数値である。この統計上の数値からも、少子高齢社会、人口減少社会を時代背景とした保育現場で相談援助にあたる保育士養成が必要となっている。少子社会の問題として、労働力の問題が取り上げられる場合も多いが、生産年齢に至るまでの子どもの出生や育成が健全に行われることも重要である。そのためには、結婚や出生という個人に強制することではない少子社会への取り組みの一つとして、子どもの最善の権利を保障できる保育現場の充実が急務である。社会福祉実践としての相談援助は、権利擁護の実践でもある。権利擁護とは相談援助において、利用者の権利を守るために、その権利や主張を弁護・代弁する活動で、アドボカシーとも称される。保育現場での権利擁護の対象は、子どもやその保護者、または地域の子育て家庭等が主であり、特に保育士は相談援助を通して子どもの権利を擁護・代弁する支援を担っているということを教える必要がある。子どもの最善の権利を保障するための保護者支援について小橋⁸⁾は、保護者支援のポイントの一つに家族を取り巻く背景の理解を挙げている。少子化、都市化、

核家族化、ひとり親世帯、家庭経済の動向など家族を取り巻く背景を理解し、保護者と保育士との良好な関係性の構築を指摘する。ただ、前述したように、子どもと接する機会と同じように育児中の親との接触も少ないという学生も多い。そのためにも、家族が抱える多様な問題を保育士が鳥瞰的な視野でとらえ、支援できるようにソーシャルワークの基礎を「相談援助」で学ぶことが必要であると小橋は強調する。自らが進展する少子社会で育ち、少子社会での保育士養成教育を受ける学生にとって、少子社会というキーワードで相談援助をとらえる必要性がここからも見出せる。現代社会の背景を理解し、児童福祉法第18条の4において、「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」と定義される保育士は、児童福祉法第48条の4「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、ならびにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」としている保育現場で、国が定める子どもや子どもを養成する保護者に対する支援の保障を、保育や相談援助を通して実現する役割を担っていることの指導もまた重要である。

(2) 相談援助の専門性に対する指導

上記のような社会状況は当然、子どもと保護者を取り巻く環境にも変化をもたらしている。2008年に改訂された「保育所保育指針解説書」のなかで、改訂の背景として次のような点を挙げている。

- ・ 家族や地域において人や自然と関わる経験が少なくなった。
- ・ 子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど、子どもの生活が変化。
- ・ 不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待が増加している。

こうした状況は、少子化や核家族化、都市化などの影響による子育て家庭の地域社会からの孤立や、所得格差や貧困の問題など、子どもと保護者を取り巻く社会環境によっても大きな影響を受けている。ここで注目すべき問題点の一つに、声をあげたくてもあげられない、あるいは支援を拒む等への対応がある。特に保育現場での主たる対象者である子どもが、自分の意思や考え、置かれている状況等適切に保育者や他の人へ発信できるかどうかは疑わしい。とりわけ申請主義による傾向が強いとされる社会福祉の支援体制にあっては、本人や周囲からの訴えを受けて援助者が動き出すことが多い。しかし、深刻な状態に陥ってからようやく把握されるとか、援助が後手にまわってしまい適切な援助につながらないなどの問題も表出している。たとえば、児童虐待の場合、最悪の事態が発覚してから「もっと早く気づいていれば」、「早期の段階で公的な関与が必要であった」等、後悔の念が叫ばれても遅いのである。そこで、予防的なはたらきかけ、問題が深刻化する前の対応によって適切かつ効果的な援助提供につながることを指摘する。そのためには、保育現場のみならず、保育士は子どもや保護者が置かれている日常生活圏域の把握と対応が必要となる。そうした状況への対応として「アウトリーチ」という相談援助での専門的技術の指導が保育士養成教育においても重要である。

アウトリーチとは、援助者が相談機関に持ち込まれる相談を待つのではなく、問題を抱えた人がいる地域社会やその人たちの生活空間に赴き、相談援助というサービスを提供することである。特に援助を利用する動機づけに乏しいクライアントに対するはたらきかけとして重要視されている。自ら援助を求めてこないクライアントは申請主義のシステムでは援助に結びつかないこともある。また、そうしたクライアントは社会的にも孤立しており、インフォーマルな支援ネットワークをもっていない、あるいはもっていても脆弱であるために抱えている問題へのさまざまな資源を得ることすらできないことが多い。援助の必要性を感じているにもかかわらず援助につながらないだけでなく、援助の必要性にも気づいていない、気づ

いていても援助を受けようとしなない人々や地域に対して援助者側から援助につなげるためにはたらきかけであるアウトリーチに関する指導もまた保育士養成教育に必要である。以下、保育現場におけるアウトリーチの必要性をまとめた。

- ①保育士や支援に対して不信感や警戒心をもっていれば、それを軽減、解消する対応
- ②多様な問題を抱えるに至った背景や問題の常態化への理解と支援への調整
- ③問題と感じない、感じていても積極的に対応できないクライアントの把握と理解
- ④保育士とクライアントとの良好な関係性の構築
- ⑤クライアントと共に問題解決に向けてのパートナーであることへの認識

これらは全て相談援助の専門的知識と技術、さらに価値の習得により児童福祉分野の専門家としての保育士養成教育に必要な視点である。

さらに、近年ソーシャルワーク実践の大きな転機ととらえられている「地域を基盤としたソーシャルワーク」に対する指導も必要となっている。地域で展開する「総合相談」とも表現され、地域福祉の推進を背景とした「総合的かつ包括的な相談援助」がわが国のソーシャルワークの特徴となってきた。子ども家庭福祉領域においても、児童福祉法の改正により、子どもに関する相談はまず市町村の窓口で受けることが求められるようになり、また虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化のために、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置が進められるようになった。こうした動きは、より小さな地域レベルにおいて住民を巻き込んだ形で支援体制を強化しようというものであり、保育現場も地域での重要な児童福祉の機関・施設である。人材を含め有用な社会資源であることを再確認できる保育士養成教育でなければならない。そのためには、保育現場である地域の把握と理解、法律をはじめ地域福祉に関する制度・政策、児童福祉と地域福祉との関係性等、相談援助で学ぶべき内容は多い。また、厚生労働省が2017年8月に公表した「新しい社会的養育ビジョン」についても、ポイントとして以下のように示されている。

- ・原則、就学前の子どもは施設への新規措置入所を停止
- ・学童期以降の子どもの施設の滞在期間は原則1年以内
- ・施設は里親支援や障害児のケアなど多機能化を進める
- ・5年以内に3年未満の子どもを里親委託率75%以上に
- ・10年以内に学童期以降の子どもを里親委託率50%以上に
- ・里親のリクルートや支援を一貫するフォスタリング機関を強化
- ・5年以内に年間1000人以上の特別養子縁組を成立
- ・身近な市町村におけるソーシャルワーク体制構築

ここでもソーシャルワークの重要性と実践が記されており、ますます児童福祉、ならびに保育現場での相談援助の必要性は広がっているのである。しかしながら、本ビジョンに対する批判も多く、今後の改善や改正による取組みが求められるが、いかに地域における専門機関との連携が必要か、相談援助の専門性を有する保育士の活躍が期待されているかを確認しておくことは大切である。

以上、「少子社会対応を視野に入れた教育」ならびに「相談援助の専門性に対する指導」、2つの視点で考察を加えたが、保育士養成教育における相談援助に対する積極的な取り組みは続いている。次に、本稿から導かれた今後の課題をいくつか記し、これからの保育士養成教育に活かしていきたい。

6. 今後の課題

まず、大学のカリキュラムに取り入れられている「相談援助」の時間数である。A大学では、これまでの時間割の振り分けに関連して4年次生の秋学期に開講している授業である。しかし、さまざまな実習を終え、いよいよ社会人として卒業をひかえた学年からは「もっと早く相談援助を学びたかった」という声が多い。そうすれば、相談援助の知識と技術に加え、具体的な面接技法や事例検討の学習を在学中の実習や就職活動に活かすことができたであろう。そのために、もう少し早い学年での受講を課題の1つとする。

加えて、本科目の進行としては講義だけでなく演習も取り入れる必要がある。アクティブラーニングの重要性が示されるなかで、授業時間が少ないため、演習に使用できる時間の確保が難しい。学生はテキストだけでは保育現場を理解できないことも多いため、相談援助の専門家である教員から、さらに多くの具体的な事例や経験を学びたい要望も示される。そのためには、開講時期と開講時間数というカリキュラムに対する取り組みが今後の課題である。

そして、考察でも記したように、地域福祉の観点からも実践としての相談援助を指導する必要があるため、オンキャンパスとオフキャンパスにおける相談援助の指導も課題としてあげられる。

おわりに

社会福祉士養成教育に携わる著者にとって、保育士養成教育の受講生に対する「相談援助」の指導は社会福祉士養成教育との違いも含め、大変、興味深いものである。児童福祉に特化している視点で指導と学びを進めているため、各論的な内容も多いが、教員としての経験を事例として取り入れることも効果的である。児童福祉のみならず、ソーシャルワークの視点を重視し、幅広い視野を育成することにも心がけるようにしている。さらに受講生にとって日本のみならず、諸外国の社会福祉に関する話題については大変関心が高く、相談援助の範囲の広さも実感できるようである。これからも、さまざまな話題と共に、相談援助の基本をしっかりと習得できる指導に携わる所存である。

尚、本研究は「2017年度神戸親和女子大学第2種研究費」の助成による研究の一部である。

【引用文献】

- 1) 笠師千恵・小橋明子著『相談援助 保育相談支援』中山書店, 2014年, p2
- 2) 社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規, 2015年, p39
- 3) 前掲1), p3
- 4) 吉田眞理著『生活事例からはじまる 相談援助』青踏社, 2015年, p10
- 5) 伊藤嘉余子著『子どもの社会の未来を拓く 相談援助』青踏社, 2016年, p125, 126
- 6) 立花直樹・安田誠人他編『保育実践を深める相談援助・相談支援』晃洋書房, 2017年, p48
- 7) 成清美治・真鍋顕久編著『保育士のための相談援助』学文社, 2017年, p26
- 8) 前掲1), iii

【参考文献】

- ・社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規, 2015年
- ・社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規, 2015年
- ・橋本好市・宮田徹編『保育と社会福祉』みらい, 2017年
- ・相澤譲治・九十九綾子編著『相談援助実習－養成校と実習先との連携のために－』電気書院, 2016年

- ・ 社団法人日本社会福祉士会編『新 社会福祉援助の共通基盤上・下 第2版』中央法規，2013年
- ・ 山縣文治・岡田忠克編『よくわかる社会福祉 第11版』ミネルヴァ書房，2016年
- ・ 高橋昌子編著『社会人学生の本音 私たちの社会福祉士 相談援助実習』電気書院，2017年